

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和4年 6月 24日	
静岡県知事 川勝 平太	殿
提出者 富士フィルムオプトマテリアルズ株式会社吉田工場	
住所 静岡県榛原郡吉田町大幡463番地の1	
氏名 富士フィルムオプトマテリアルズ株式会社吉田工場	
工場長 早川 篤	
電話番号 0548-34-2500 (代表)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	富士フィルムオプトマテリアルズ株式会社吉田工場
事業場の所在地	静岡県榛原郡吉田町大幡463番地の1
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	製造業(プラスチックフィルム製造業)
② 事業の規模	資本金 5,000万円
③ 従業員数	379名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①の通り

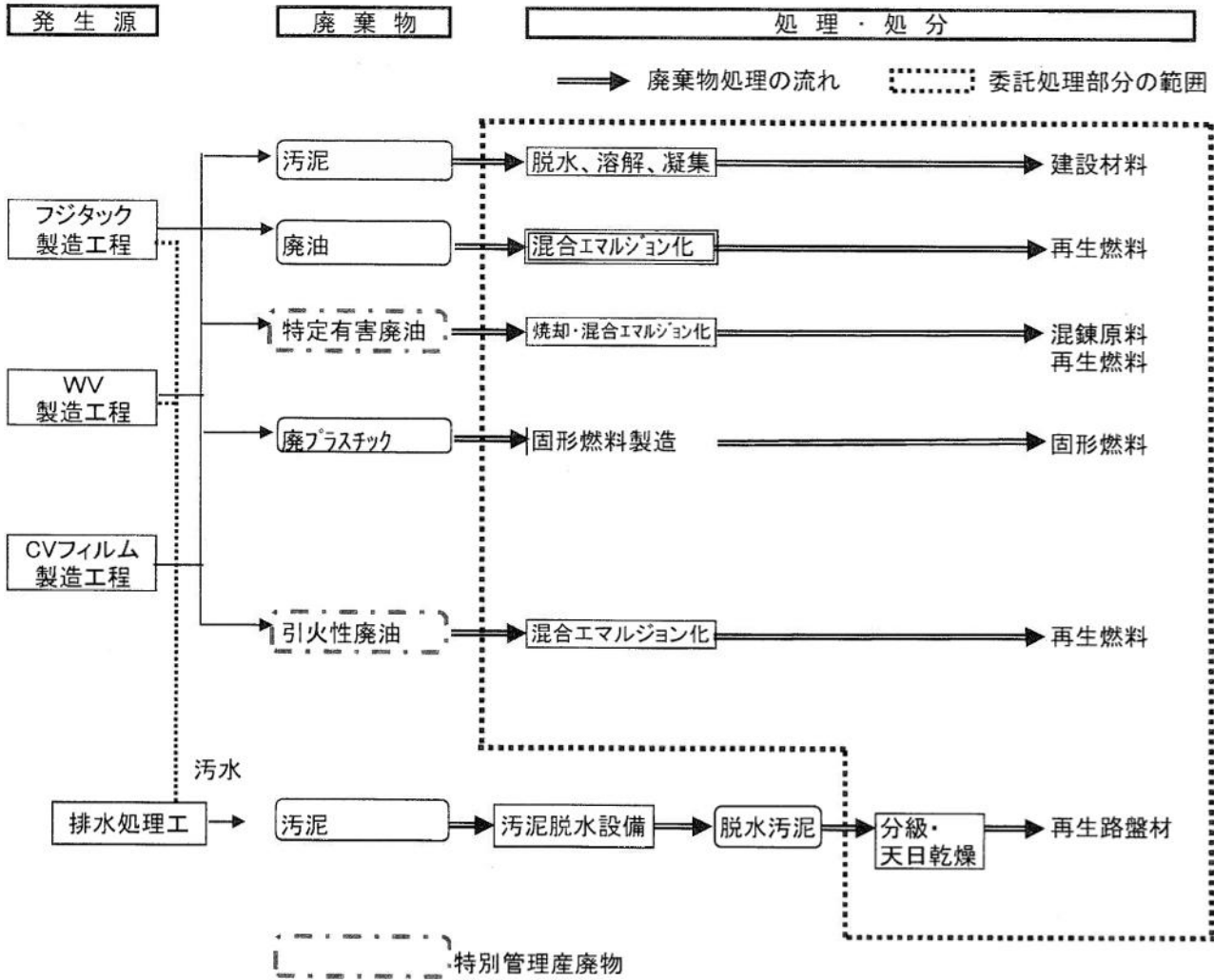
特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙②の通り			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和3年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	特定有害廃油
	排出量	380 t	127 t
	(これまでに実施した取組) ・引火性廃油 (1) 工程での使用ロス抑制対策 (2) 有価物化による排出量抑制 (3) 排水処理化の促進 ・特定有害廃油 (1) 内製蒸留による再利用 (2) 洗浄用溶剤使用量の定量化による使用量抑制		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	特定有害廃油
	排出量	304 t	114 t
	(今後実施する予定の取組み) ・引火性廃油 (1) 工程での使用ロス抑制対策継続 (2) 有価物化による排出量抑制継続 (3) 排水処理化の促進継続 ・特定有害廃油 (1) 内製蒸留による再利用の継続 (2) 洗浄用溶剤使用量の定量化による使用量抑制の継続		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 自主的に定めた分別基準に従って、それぞれ所定の場所に保管する。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】 実績なし		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】 実績なし		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（令和3年度）実績】 実績なし			
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 なし			
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	特定有害廃油	
	全 処 理 委 託 量	380 t	127 t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	380 t	127 t	
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・引火性廃油 (1) 有価物化による処理委託量の削減 ・特定有害廃油 (1) 内製蒸留による再利用 (2) 使用溶剤定量化による委託量抑制			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	特定有害廃油
	全 処 理 委 託 量	304 t	114 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	304 t	114 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・引火性廃油 (1)有価物化による処理委託量の削減 ・特定有害廃油 (1)内製蒸留による再利用 (2)使用溶剤定量化による委託量抑制		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	507 t	
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストシステム継続使用		
※事務処理欄			

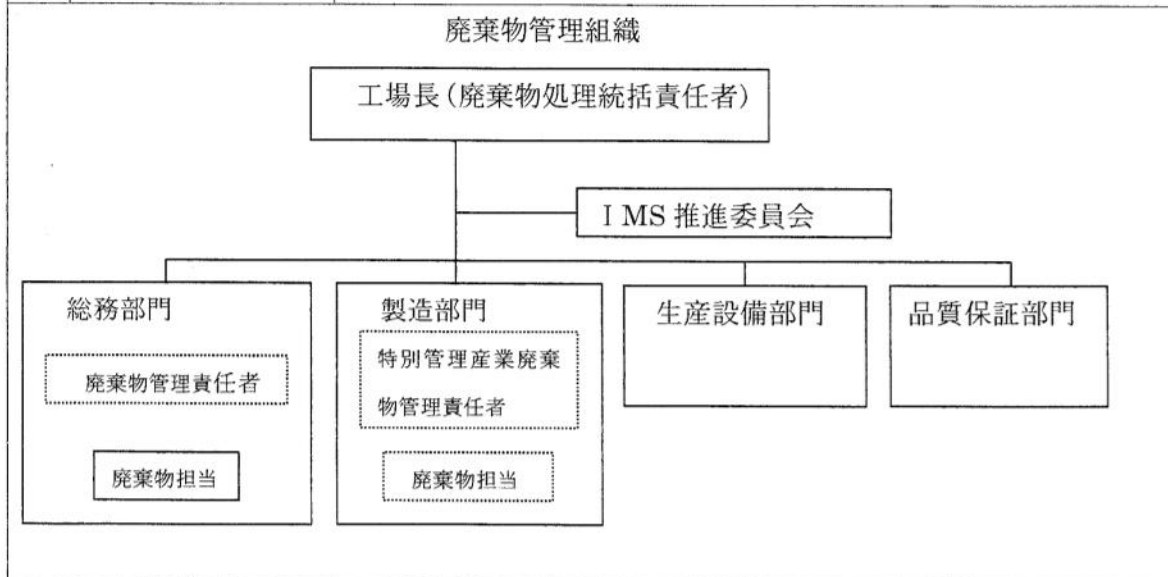
別紙① (特別管理)産業廃棄物処理フロー図



別紙② 管理体制図

(1) 管理体制

統括責任者		所属：富士フイルムオプトマテリアルズ株式会社吉田工場 役職・氏名：工場長 早川 篤
廃棄物管理責任者		組織名：総務部 役職・氏名：チーフ 佐藤 祐
割	運営会議	○廃棄物処理事項に係る最終承認 ・議長—工場長 ・委員—各部部長
	IMS 推進委員会	○廃棄物処理の課題に関する検討 廃棄物に係る重要課題がある場合必要な事項を審議決定して工場長に答申する。 ・管理責任者 ・委員—関連部門部課長、担当者 ・事務局
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物管理に関する規則類の策定・改廃
	廃棄物管理責任者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○監督官庁への各種報告 ○社員に対する教育・啓蒙 ○その他関連する事項



## (2) 管理体制の強化

会社内各職場での廃棄物管理を円滑に進めるため、横断組織であるIMS推進委員会を編成している。

## (3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に教育を行う。

### ○廃棄物管理基礎教育

全社員に対し、会社において発生する産業廃棄物の管理、関連する法律等について随時教育する。

### ○廃棄物担当者啓蒙

各職場における廃棄物担当者を対象として、電子マニフェスト登録等実務について随時啓蒙する。

## (4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分類、再生利用状況について情報公開に努める。



(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。